

議案第 33 号

狭山市基本構想の議決に関する条例

条例別紙のとおり

平成 27 年 6 月 9 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

本市の総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための指針として策定する基本構想を議会の議決すべき事件とするため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市基本構想の議決に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、基本構想を議会の議決すべき事件とすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「基本構想」とは、本市の総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための指針をいう。

(議会の議決)

第3条 市長は、基本構想の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための」を「狭山市基本構想の議決に関する条例（平成27年条例第 号）第2条に規定する」に改める。